

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,379	流動負債	9,744
現金及預金	22	支払手形	124
売掛金	4,023	買掛金	3,270
製品	1,591	短期借入金	4,900
原材料	409	未払金	1,258
貯蔵品	278	未払費用	78
前払費用	2	未払法人税等	111
未収入金	51	預り金	2
預け金	0		
固定資産	3,874	固定負債	201
有形固定資産	3,615	退職給付引当金	182
建物	212	役員退職慰労引当金	18
構築物	967		
機械装置	1,051	負債合計	9,946
車両運搬具	0		
工具器具備品	116	(純資産の部)	
土地	1,248	株主資本	307
建設仮勘定	19	資本金	496
		利益剰余金	△ 188
投資その他資産	258	その他利益剰余金	△ 188
出資金	0		
長期貸付金	11	純資産合計	307
繰延税金資産	236		
その他	10	負債及び純資産合計	10,254
資産合計	10,254		

(記載金額は百万円未満を切り捨てております)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用した重要な会計処理の原則及び手続きは次のとおりです。

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価方法及び評価基準

総平均法による原価基準

なお、その他有価証券の時価のあるものについて、決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法)によっています。

② たな卸資産の評価方法及び評価基準

製 品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっています。

原材料・貯蔵品

月別移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっています。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を含む)・構築物…定額法

その他有形固定資産…定額法

② リース資産

所有権移転外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係わる会計処理によっています。

また、減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

従業員の退職金の支給に備えるため、自己都合退職による期末要支給額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付債務については、簡便法により算定しています。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金

支給内規に基づき、期末要支給額を引当計上しています。

③ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において充足しています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項の注記

① 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

② 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

③ 連結納税制度を適用しております。

- ④連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)を適用する予定です。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の数	普通株式	992,000株
----------------	------	----------